

男女共同参画基本計画（第3次）に向けた論点（案）

- より多様な生き方を可能にする社会システムの実現について—
- 監視・影響調査機能の強化について—
- 各WG共通論点—
- 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた総括的意見—

基本問題・計画専門調査会
監視・影響調査ワーキング・グループ

1. 施策の推進状況

(1) より多様な生き方を可能にする社会システムの実現について

※ 男女共同参画基本計画及び監視・影響調査報告書のフォローアップ資料等より要点を抜粋。

① 税制

(配偶者控除の見直し)

- 平成15年度税制改正において、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分について廃止。
- 平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（政府税制調査会）が示される。
- 平成21年12月「平成22年度税制改正大綱」において、「配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。」とされている。

② 社会保障制度

(第3号被保険者制度の在り方の見直し)

- 平成20年4月より、被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が納付した保険料は夫婦が共同して負担したものとみなして、夫婦が離婚した場合、第3号被保険者からの請求により、納付記録を2分の1に分割し、その記録に基づいて夫婦それぞれに老齢厚生年金の給付が行われる仕組みが導入された。

(パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大)

- 「被用者年金一元化法案」については、平成21年7月、衆議院の解散に伴って廃案。

(遺族厚生年金の仕組みの在り方の検討)

- 平成19年4月より、自らの保険料納付が給付に確実に反映される仕組みとするという観点から、本人の老齢厚生年金が全額受給されることを基本とし、改正前の制度で遺族となった場合に受給できる額と本人の老齢厚生年金との差額が遺族厚生年金として支給される仕組みとなった。

(年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討)

- 家族形態の多様化を踏まえ、平成 16 年の財政再計算の公表時から、片働き世帯だけでなく、単身世帯（男女別）や共働き世帯についても将来の年金給付水準等の見通しを示しており、平成 21 年財政検証関連資料においても、同様の見通しを示している。

(年金制度について)

- 年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設。
- 消費税を財源とする月額 7 万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成 25 年までに成立させることとしており、今後具体的な制度設計を行う。

③ 家族に関する法制の整備

- 選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が平成 8 年 2 月に答申した内容を踏まえ、国民の意識の動向を見守りつつ、引き続き検討を進めている。

(2) 監視・影響調査機能の強化について

① これまでの監視・影響調査の主な取組

(フォローアップ)

- 女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について（平成 17 年 7 月 15 日、男女共同参画会議、監視・影響調査専門調査会）
- 男女共同参画基本計画（第 2 次）フォローアップ（平成 20 年 3 月 4 日男女共同参画会議意見決定）

(監視・影響調査)

- 平成 19 年 3 月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 19 年 5 月男女共同参画会議意見決定）。
- 平成 20 年 6 月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 20 年 6 月男女共同参画会議意見決定）。
- 平成 21 年 11 月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 21 年 11 月男女共同参画会議意見決定）。

② 監視・影響調査への要請

(男女共同参画基本計画(第2次)フォローアップ結果についての意見)

➤ 平成20年3月4日男女共同参画会議資料(抜粋)

男女共同参画会議は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第4号に基づき、監視・影響調査を実施した。

男女共同参画基本計画(第2次)の着実かつ効果的な推進を図る観点から今後の取組に向けて留意することが重要と考えられる事項について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下のとおり意見を述べるものである。

(中略)

- ① あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指すことが重要であり、特に、これまで男女共同参画の視点がとり入れにくかった各分野においては、今後この点に留意した取組が望まれる。特に、この観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化すべきである。

(女性の参画加速プログラム)

➤ 平成20年4月8日 男女共同参画推進本部決定(抜粋)

(前略)

(監視・影響調査機能の強化)

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施する観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化する。

(後略)

2. 男女共同参画基本計画(第3次)に向けた論点

(1) より多様な生き方を可能にする社会システムの実現について

① 基本的な認識

- 男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会を実現するための基本理念の1つとして「社会における制度又は慣行についての配慮」(第4条)を掲げている。
- 社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実には男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。
- 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会(家族を含む。)における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題。
- 今後の施策の基本的な方向として、片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から、個人単位の制度・慣行に変更し、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会としていくことが必要。
- また、男女共同参画社会の形成には、男女が共に家族に関する責任を担えるよ

うにしていくことが重要。

- 我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、これまで重ねて指摘してきた事項も踏まえ、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことを強く望む。

② 今後の課題

(検討の視点)

- 女性の経済的自立を支える社会システムへの見直し
 - － 女性の就業調整や非労働力化を促す可能性のある制度の見直し。
- 働き方の多様化への対応
 - － 女性は、育児等に伴う就業中断や就業形態の変化が生じやすく人生を通じた就業年数が短くなる傾向。
 - － 人生を通じた多様なライフスタイルの尊重と、多様な働き方に中立的な、ライフスタイルの変化により影響を受けない制度の構築。
- 育児・介護などの家庭で担われている役割の経済的・社会的評価
- 家族形態の変化への対応
 - － 核家族化や未婚・離婚の増加、高齢化の進展による単身世帯やひとり親世帯の増加に対応したセーフティネットの再構築が必要。
- 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備。特に、資産状況の男女差に着目した配慮。
- 制度・慣行が男女に与える影響の違いを明らかにする調査研究等

(具体的施策の例)

➤ 税制

- 女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める必要がある。

➤ 社会保障制度

- 社会保障制度については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向でその在り方について検討を進める必要がある。この中で、社会保険の適用については雇用形態に関わらず公平な制度となるよう引き続き議論を進める必要がある。
- 年金制度については、これまでも、女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し、女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し、家族形態の変化に対応した制度への見直しといった観点から、以下のような指摘を行ってきたところ。

(指摘事項の例)

- ☆女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し
 - ・第3号被保険者制度の在り方の検討
- ☆女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し
 - ・パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大
 - ・遺族年金の仕組みの在り方の検討
- ☆家族形態の変化に対応した制度への見直し
 - ・年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討
 - ・老齢年金の加入期間の在り方の見直し

- ・ 今後創設が予定されている「所得比例年金」や「最低保障年金」の具体的な制度設計においては、これまで指摘してきた点も含め、新たな制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する必要がある。
- 家族に関する法制の整備
- ・ 夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえて、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要。
- ・ また、家族法制の在り方については、時代の変化等に応じて、今後とも、その課題を検討していくことが求められる。

(参考：平成 21 年 11 月 26 日 男女共同参画会議 有識者議員提出資料(資料 1-2)(抜粋))

1. 民法改正(婚姻適齢、離婚後再婚禁止期間、選択的夫婦別氏、婚外子差別の是正等)
 - 法制審議会(平成 8 年に答申)、男女共同参画会議や専門調査会などで議論されてきた。現行法制下で結婚に際して支障を感じている者に対する選択肢の拡大や、子どもについての差別をなくすための改正が必要である。

(2) 監視・影響調査機能の強化について

- ・ 2009 年 8 月の女子差別撤廃委員会(CEDAW)の最終見解に対し、2 年後のフォローアップ、6 年後の定期審査に向け、政府の施策の進捗状況の監視を実施する。
- ・ 監視・影響調査による報告書をもとに、男女共同参画会議が行った意見決定(「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について」「高齢者の自立した生活に対する支援について」「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」)において提言された施策を基本計画に反映させるとともに、施策の進捗状況の監視を実施する。
- ・ 施策の企画段階で男女別の状況やニーズが把握されて施策へと反映され、また男女別の実績や効果が把握されて、次の施策へと反映されていくことが必要である。

- － そのための手法の開発に努める。その際、政策評価法による政策評価との連携について検討を進めるとともに、諸外国で実施されているジェンダー予算等の手法も研究し、参考とする。
- 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実が必要である。
- 政策の評価の段階では、アウトプット評価からアウトカム評価へとつなげ、政策の課題解決への貢献度を、男女別に把握していくことが必要である。

3. 各WG共通論点

(1) 風土の改革・気運の醸成、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組

- 男女共同参画は男性にとっても重要であるという視点が必要。
- どのような広報が効果があるのか、科学的な検証を行うことも必要ではないか。
- 教育による効果は目に見えにくいだが、長期的な効果は大きい点に留意が必要。
- 児童・生徒・学生の親に対する教育も重要である。
- メディアにおける女性の参画、特に方針決定過程への参画を進める必要がある。
- 活字や映像、インターネットなどの媒体を通じて伝えられる情報のコンテンツについて、女性の人権に配慮した表現についてのメディアの自主的な取組を促す必要がある。また女性の人権侵害につながるメディア表現等についてモニタリングし改善を求める市民団体やNPOなどの活動を促す必要がある。

(2) 国と地方の推進体制の整備充実・地方公共団体、企業、大学、NPO、地縁団体、男女共同参画センター等との連携強化

- 地方行政での体制は「労政」「保健」「福祉」など、施策ごとに個別の対策となりやすく、ともすると「男女共同参画」の視点が落ちがちとなる。内閣府は、男女共同参画の視点からの実践的支援を行う必要がある。
- 男女共同参画推進の担い手として今後重要性が増すと考えられるNPOの活動に対し、税制優遇の充実などの支援が必要である。

4. 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた総括的意見

- 人口減少局面に入ったわが国の現状を踏まえれば、第3次計画のキーワードは、「人口減少社会」と「少子化・高齢化」ではないか。
- 労働力人口が減少する中、経済全体をどのようにして支えていくかの視点が重要。
 - － 「安定経済成長」「労働供給」といったマクロの観点からの検討も必要ではないか。

- － 労働力人口についてその半分を占める女性をどう戦力化するか議論すべき。
- 男性も含めた育児休業の取得の促進が必要ではないか。そのためにも、育児休業の有償化の在り方の検討も必要ではないか。
- 社会保障・福祉については、今後の労働力人口の減少を踏まえ、国・地方・事業主・個人の給付と負担の在り方はどうあるべきか、今後とも議論していく必要があるのではないか。
- 同一価値労働同一賃金を徹底すべきである。